

## 府営公園の出入口のバリアフリー化要領

近年、電動車椅子、ストレッチャータイプなどの大型車椅子、電動自転車を利用する方が増加傾向にあり、現行のハートフルゲート・車止めの配置では、通行に支障を生じているケースがある。そこで、府としては、誰もが公園を利用しやすくなるよう、平成 29 年度以降、公園と出入口を選定し、バリアフリー化の社会実験を順次進めてきたところである。今後、すべての来園者が利用しやすい府営公園の出入口と来園者の安全確保の両立をめざし、公園及び出入口の特性を考慮の上、以下により、必要な来園者の安全確保措置を講じつつ、出入口のバリアフリー化を図ること。

### 1 出入口のバリアフリー化に伴う安全確保措置

来園者の安全を確保するための措置は、以下のとおり。

#### (1) バイク進入禁止の周知

バイクが誤進入しないよう、バイク進入禁止の看板などで周知すること。看板を設置する際は、運転者の視界に自然に入りやすい位置に配置し、簡潔で明瞭な文言を用いて、進入禁止であることを確実に理解できるようにすること。特に、車道と隣接しているなどバイクが進入しやすい出入口はバイクを減速させるような形状とするなど、看板を認知させることが重要である。

#### (2) 警察との連携

バイクが公園に入ってきた場合には、警察と連携して対応することも有効である。出入口バリアフリー化に当たっては、万が一の際に警察が円滑に対応できるように、必要に応じ、事前に所轄警察署と情報共有しておくこと。

#### (3) 出入口の再閉鎖

バイク進入の状況によっては、速やかに出入口を再閉鎖する必要がある。以下に該当する場合は、出入口の再閉鎖を前提に対応を検討すること。

- ① 公園へのバイク進入が恒常的（繰り返し）にあり、それに伴い来園者の安全や近接地域の平穏が脅かされる状況が継続している場合
- ② 恒常的でなくとも、公園に進入したバイクによる人身事故・物損事故が発生した場合

### 2 出入口のバリアフリー化の方針

今後の出入口バリアフリー化の方針は、以下のとおり。

#### (1) 令和 7 年度中

年度内を目途に、各府営公園につき 1 箇所以上の出入口のバリアフリー化をめざすこと。

#### (2) 令和 8 年度以降

長期的に、できる限り多くの出入口バリアフリー化をめざし、(1) でバリアフリー化した後の来園者の安全等の状況をみながら、バリアフリー化する出入口の増加を検討すること。

#### 出入口の選定及び基準

##### ① バリアフリー化する出入口の選定

公園の立地・構造及び出入口の特性を考慮の上、バリアフリー化後の来園者の安全確保措置を見通して、各土木事務所が選定する。

##### ② 出入口がバリアフリー化したと判断する車止めの間隔の基準

出入口中 1 以上の車止めの間隔について、原則、以下の幅を常時確保していればバリアフリー化しているものとする。

- ✓ 直進型 : 90cm
  - ✓ クランク型 : 奥行 150cm (※) 間口 120cm
  - ✓ やむを得ず C 型ゲートを設置する場合 (支柱中心間距離) : 間口 150cm (※) 奥行 120cm
- ※現地状況等によりやむを得ない場合は 120cm を最低とする。